

下書きと推敲（抄）

先輩の下書きに私が朱を入れました。推敲の参考にして下さい。

①「皇妃エリザベート」生活科学部Sさんの下書きと推敲（コメント）

第1章 エリザベートの子供時代

1. 憧れの父親マックス公

マクシミリアン・ヨーゼフ(1808～1888)はバイエルンのヴィッテルスバッハの傍系ビルケンフェルト・ゲンハウゼン家の家長であり、1828年ルードウィカ王女(1808～1892)と結婚する。彼の性格は陽気で、分家の出であるということもあり、宮廷生活よりも市民的な生活を好み、それを実践することができた。もちろん宮廷の人々はそんな彼のことを良く思っていないであろうが、マックス公は個人主義者であり、他人になんと言われようともおかまいなしであったのだ。それにマックス公は本質的には知的で真面目、感受性豊かで、偽善を嫌い、率直さを好み、持ち前の明るさから誰からも愛される人物だった。

※Sさんの最終レポートは「レポートの実例」（仮想大学HP）に挙げておきました。読み比べて、Sさんの推敲を確認して下さい。ぐっと良くなっています。

コメント [i1]: 書き出しは1字下げろ。

コメント [i2]: 「の」が重なると読みにくい。

コメント [i3]: 以下の文とのつながりがわかりにくい。陽気だったから実践できたのか？、それとも陽気なことと実践は直接関係がなかったのか？

コメント [i4]: 「～だ」文は論文では余り用いません。

コメント [i5]: 接続詞が適切ではない。

コメント [i6]: 3行前の文章と矛盾しませんか？

②「徳川慶喜と大政奉還」法学部Yさんの下書きと推敲（コメント）【一部】

このように、将軍継嗣問題以来、世間の注目の的となり、常に被写体であり続けた慶喜が、今度は逆に撮影者の道を選んだのである。被写体はもはや彼ではない。

※Yさんは文章力があり、下書きからしっかりした文章でしたので、細かい点まで指摘しました。

コメント [i7]: 「彼は、もはや被写体ではない。」と比べよ。どちらが良いか？

③「英語リスニング力の向上」法学部 Y S さんの下書きと推敲（コメント）

はじめに：本論の動機と目的

動機とは、なぜこの話題を取り上げたのかという理由である。理由としては、字幕なしに洋画あるいは音楽を鑑賞したいと思ったためということと実際に外国人と対話をする機会があったのだが、言いたい事と言った事が違ってしまったためということである。また、目的とは、レポート作成を通じて今後英語をどのように生かしたいのかということである。目的としては、娯楽的な分野だけではなく、今日国際化が進み、「話せる英語」の需要が高まっているので、ビジネスなどより広い分野でも使えるように、ここで調べたことを生かしたいと考える。

※ Y S さん、最初の文章は思った通りに書いたようです。典型的な下書きです。このあと推敲を繰り返して、提出レポートではすっきりした、わかりやすい文章になりました。

コメント [i18]: 話題ではなくテーマ

コメント [i19]: 「本稿においてリスニング力を取り上げる理由は」で充分。

コメント [i10]: やや冗長。

コメント [i11]: 「実際に」の前に点を入れる。

コメント [i12]: このような「が」はなるべく避ける。

コメント [i13]: 「本稿の目的は」とする。

動機、理由、目的の違いがあいまい。何故リスニング力について論文を書くのか、きちんと説明すること。

④「9条改正は必要か」経済学部 O さんの下書きと推敲（コメント）

1、平和憲法と称される日本国憲法

……（3ヶ国の憲法の平和条項を列举して）……

ここで日本以外の三国の平和条項に共通することは、いずれの国も防衛の戦争は認めるが侵略は認めない、という内容だということである。これに対して日本の第九条では戦力の不保持によって防衛戦争も侵略戦争も放棄した徹底した非戦条項となっている。この違

コメント [i14]: つなぎの言葉、うまい。

コメント [i15]: 「～では」とあると、「条項となっている」ではなく、「放棄している」と結ぶ。「第9条は」だと？

コメント [i16]: ここには点を打つ。とはいえ、この文章なんとなく変です。

いが日本国憲法が「平和憲法」と称される所以である。また第九条を理由として日本国憲法上、「集団的自衛権」は認められないとされている。集団的自衛権とは自衛権の一つであり、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と定義されている。また、集団的自衛権は国際連合憲章第51条で認められているものである。第九条の縛りによって集団的自衛権が認められていないことは日本を戦争の脅威から守ってきた役割の一部となっているのであるが、このことについては後に触れることにする。

※Oさんも文章力はなかなかのもので。そこで「～は」とするか、「～も」あるいは「～が」か、考えてもらいました。とはいえ、Oさんにも例の「……であるが、……」が不必要に出てきます。

参考までにOさんの最終レポートの該当部分を引用しておきます。

1、平和憲法と称される日本国憲法

……（略）

ここで日本以外の三国の平和条項に共通することは、いずれの国も侵略のための戦争は認めないが、防衛の戦争は認めているという点である。これに対して日本国憲法の場合、前文で平和への強い意思を宣言しているのみならず、第九条で戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を述べており、防衛戦争も侵略戦争も放棄した徹底した非戦条項となっている。この違いが日本国憲法が「平和憲法」と称される所以である。

すっきりとした文章になりました。「また」以下の部分は段落を区切っただけではなく、そもそも構成を変えて、「集団的自衛権と九条」という次の章に移しました。確かに最初の原稿では、「このことについては後に触れることにする」という苦しい文言がありましたね。

コメント [i17]: 段落を区切るか？

コメント [i18]: 「は」でよいか？「も」にするか、よく考えるところ。

コメント [i19]: 引用を「」で括っており、結構です。

コメント [i20]: ここは「が」でよいが、念のため「は」や「も」も考える。

コメント [i21]: 「が」でふたつの文をつなぐことはなるべく避ける。

コメント [i22]: こういう「～が」は許容されます。